

(公印省略)

住 第 9 2 3 - 1 号

令和 5 年 4 月 1 8 日

(公社) 全日本不動産協会群馬県本部 本部長 様

(一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様

群馬県県土整備部住宅政策課長 白鳥 雅和

県内における水害ハザードマップの更新に係る周知について (依頼)

平素から宅地建物取引行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 2 年 8 月 2 8 日に施行された「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令」において、宅地建物取引業法第 3 5 条に定められている重要事項説明の新たな項目として、「水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける取引対象の宅地又は建物の所在地」が付け加えられています。

つきましては、下記の市町村において、水害ハザードマップの更新がありましたので、貴下会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

- ・ 高崎市
- ・ 伊勢崎市
- ・ 館林市
- ・ 榛東村
- ・ 吉岡町

事務担当

群馬県県土整備部住宅政策課

次長 (宅建業係長) 峯 茂輝

ダイヤルイン : 027-226-3717

E-mail : mine-sk@pref.gunma.lg.jp